

法人の県民税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第52号

法人の県民税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

法人の県民税の特例に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前						
別記 第 1 号様式（第 2 条関係） <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>法人税割額 (ア)又は(イ)× (3.6/100)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	法人税割額 (ア)又は(イ)× (3.6/100)	(略)	別記 第 1 号様式（第 2 条関係） <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>法人税割額 (ア)又は(イ)× (5.4/100)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	法人税割額 (ア)又は(イ)× (5.4/100)	(略)
(略)							
法人税割額 (ア)又は(イ)× (3.6/100)							
(略)							
(略)							
法人税割額 (ア)又は(イ)× (5.4/100)							
(略)							

附 則

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。